

企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の実施要綱の改正

改正①（令和2年6月25日）

- ・ ベビーシッター事業者に対し、派遣ベビーシッターが乳幼児等への犯罪行為を行った場合の報告の義務付け
- ・ 上記報告を踏まえたベビーシッター事業者に対する認定の一時停止（6か月以内）措置の導入

改正②（令和2年9月28日）

（1）ベビーシッターと保護者の面接、サービス提供時の保護者の要望確認

- ・ 事業者請負型割引券等取扱事業者にあつては、サービス利用者が希望する場合、マッチング型割引券等取扱事業者にあつては初めてサービスの提供を依頼するベビーシッターの場合に、原則、サービス提供日の前日までにそのベビーシッターと保護者とを面接させる。
- ・ 当該面接は原則実際に会って行う。
- ・ サービスの提供に当たって、ベビーシッターは保護者の要望等を必ず確認する。

（2）ベビーシッターサービス提供中の状況確認

- ・ ウェブカメラの設置等、サービス利用者がサービス提供中の様子をオンライン等で確認する仕組みを利用できるように、全てのベビーシッターからその利用について同意を得る。

（3）サービスに対する評価の実施及び開示

- ・ マッチング型割引券等取扱事業者は、保護者によるサービスに係る評価を実施し、その内容を保存する。
- ・ また、その内容について、評価者が特定されないよう適切な処理を行った上で速やかにサービス利用者へ開示する。